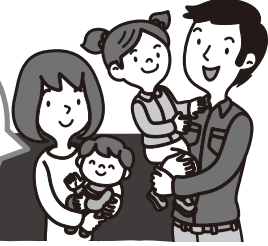


孫の顔が
いつでも見られるし、
万が一のときも
安心♪



忙しいときに
子供の面倒を
見てもらえて
助かるわ♪



5年間 5% 減額！

「近居割」実施中！！

子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地
もしくは、UR都市機構が定めたエリア内の住宅^{※1}のいずれかに近居することとなった場合
新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%^{※2}減額します！！

詳しくはお近くの
UR営業窓口へ！！

世帯要件

子育て・高齢者等世帯

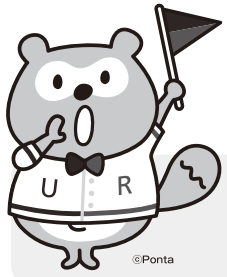
★高齢者（満60歳以上の方）がいる世帯
★子ども（同居する18歳未満の子、妊娠中を含む）がいる世帯
★障がい者（4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方）がいる世帯

支援世帯

★子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は
現に扶養義務を負っている3親等内の親族がい
る世帯

注意事項

※1 UR都市機構が定めたエリア内の住宅とは、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅となります。
※2 減額期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居の成立が必要で、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、
近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の減額は適用されません。また、毎年1回近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、減額を終了します。
＊一部対象外となる団地や住戸があります。



「URでPonta」お申込み受付中

家賃500円ごとに
1Pontaポイントがたまる^{※1}

たまったPontaポイントは
Ponta提携店舗でつかえる！^{※2}

家賃のお支払いはこれを機会に便利な口座振替をご利用ください。●正しくご登録が完了した月の翌々月の家賃のお支払いからPontaポイント加算の対象となります。
●お申込みいただける方は、個人のUR賃貸住宅の借主（契約名義人）です。法人契約は対象外です。

「URでPonta（ポンタ）」の
詳細またはお申込みはこちら

<https://ponta-ur.jp>



申込書は団地管理サービス事務所、
各住まいセンター等でも
お渡ししております。

※1 Pontaポイントの加算は口座振替または一時払いによる家賃のお支払いに限ります。敷金、共益費、駐車場利用料など家賃以外のお支払いに対してはPontaポイントは加算されません。 ※2 家賃のお支払いなどUR都市機構でPontaポイントのご利用はできません。

エアコンを設置・ご購入される皆さまへ

エアコン用コンセントの取替工事（専用回路化工事）の実施について（お知らせ）

UR都市機構では、居室に設置されている「専用回路ではないエアコン用コンセント（写真A）」について、エアコンを設置・ご購入される皆さまからの申出により、「専用回路のエアコン用コンセント（写真B）」への取替工事を実施しています。

「専用回路のエアコン用コンセント（写真B）」への取替工事を希望される場合は、住まいセンター等へお問合せください。

なお、室外機等の設置スペースがない場合や、居室に「専用回路ではないエアコン用コンセント」がない場合は、エアコン用コンセントの取替工事を実施することができませんので、ご了承ください。

また、申込み時の混雑状況等により、工事実施までの日数がかかる場合がございますので、予めご了承ください。

※工事対象となるエアコン用コンセントが設置されている団地は限られています。

工事対象（写真Bのものへ取替を行います）

写真A：専用回路ではないエアコン用コンセント（15A 100V）

分電盤の分岐ブレーカーからコンセントまで専用回路となっていないエアコン用のコンセントのことを言います。プレート表面に「エアコン用コンセント」の表示がありません。

写真A



※対象のエアコン用コンセントは、居室の高い位置にあり、プレート表面に表示がないもので、付近にスリーブ及び取付金具等があります。

専用回路ではないエアコン用コンセント（15A 100V）

現状のままお使いいただけます。

写真B：専用回路のエアコン用コンセント（15・20A 100V）

分電盤の分岐ブレーカーからコンセントまで専用回路となっているエアコン専用のコンセントのことを言います。プレート表面に「エアコン用コンセント」の表示があります。

写真B



※当該エアコン用コンセント付近にもスリーブ及び取付金具等があります。

専用回路のエアコン用コンセント（15・20A 100V）

高齢者等の方が
ご利用できる
相談窓口

【問合せ先】最寄りの住まいセンターにお問合せください。

主な相談内容

・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
・公営住宅窓口の案内
・行政の福祉窓口の案内（生活保護・生活困窮者支援相談窓口を含む）
・見守りサービスや生活関連情報の提供

UR都市機構では、安心して暮らしていただくために、下記窓口を設置しています。

住まいセンター等「高齢者等相談員」「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、下記相談等を受け付ける他、一部団地では、定期的に団地を巡回し、相談等を受け付ける「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。また、一部団地管理サービス事務所に同様の案内や相談を受け付ける「生活支援アドバイザー」を配置しています。

知っていますか？
見守りサービス

住宅内に設置する安否センサーから安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。

料金 月額900円（税抜）
※初期費用・電池交換代が別途必要です。
※詳細は、最寄りの住まいセンターまでお問合せください。